

改 正 後						現 行					
第1～第23 （略）						第1～第23 （略）					
別表（第12関係）						別表（第12関係）					
1 臭化メチルによる消毒方法の基準						1 臭化メチルによる消毒方法の基準					
(1)～(8) （略）						(1)～(8) （略）					
[注]						[注]					
1～3 （略）						1～3 （略）					
4 月別の概略的温度区分は、次の各号の一に掲げる場合に適用することができるものとする。						4 月別の概略的温度区分は、次の各号の一に掲げる場合に適用することができるものとする。					
(1)(2) （略）						(1)(2) （略）					
(削る)						(3) <u>くん蒸の対象となる穀類等とその他のものが同一の倉庫又はサイロに収容されている場合</u>					
(削る)						(4) <u>穀類等の収容比が小さい（倉庫にあっては0.1t/m³以下、サイロにあっては0.3t/m³以下）場</u>					
(3) はしけくん蒸の場合						<u>合</u>					
月別の概略的温度区分						(5) はしけくん蒸の場合					
(略)						月別の概略的温度区分					
5～9 （略）						(略)					
2 燐化アルミニウムによる消毒方法の基準						2 燐化アルミニウムによる消毒方法の基準					
(1)～(4) （略）						(1)～(4) （略）					
[注]						[注]					
1 <u>各表における温度は、原則として、倉庫又はサイロ内に穀類等を搬入した後の消毒当日又は消毒前日の穀類等の温度とする。</u>						(新設)					
2 <u>月別の概略的温度区分を適用する場合は、薬剤混入法による消毒で穀類等の温度測定ができない場合に限り適用することができるものとする。</u>						(新設)					
月別の概略的温度区分						月別の概略的温度区分					
(略)						(略)					
(削る)						ただし、(1)の倉庫くん蒸の場合は、当分の間、「1 臭化メチルによる消毒方法の基準」の[注]					
(5) <u>庫外投薬機を用いた燐化アルミニウムによる消毒方法の基準</u>						4の月別の概略的温度区分を準用する。					
ア <u>倉庫くん蒸</u> <u>(燐化水素としての薬量の単位：グラム/内容積1立方メートル)</u>						(新設)					
検疫有害動物の種類	倉庫の等級	薬量	温度	くん蒸時間	摘要						
袋詰めされた米、麦、とう		2. 0	5度以上10度未満	3日間	1. 5度未満の場合						

<u>もろこし、だいず、コブラ等（ふすま、ぬか等の一次加工品を含む。）に付着する検疫有害動物（ヒメアカカツオブシムシ、コクジツセンチュウ、Cryptolestes 属並びにアルファルファベレット、ビートバルブベレット及びニセアカシアの葉を原料としたリーフミールベレット以外のものに付着するグラナリアコクゾウムシを除く。）</u>	特A級 A 級	1. 5	10度以上15度未満	3日間	<u>合は使用しないこと。</u> 2. <u>かくはん装置（可搬式を含む。）のある倉庫に限る。</u>
		1. 5	15度以上25度未満	2日間	
		1. 0		3日間	
		1. 0	25度以上	2日間	
		0. 5		3日間	

イ サイロくん蒸 （燐化水素としての薬量の単位：グラム/内容積1立方メートル）

検疫有害動物の種類	倉庫の等級	薬量	温度	くん蒸時間	摘要
<u>ばら積みされた米、麦、とうもろこし、だいず等（粉状、かす状のものを除く。）に付着する検疫有害動物（ヒメアカカツオブシムシ、コクジツセンチュウ、Cryptolestes 属並びにアルファルファベレット、ビートバルブベレット及びニセアカシアの葉を原料としたリーフミールベレット以外のものに付着するグラナリアコクゾウムシを除く。）</u>	特A級 A 級	2. 0	5度以上10度未満	3日間	1. <u>5度未満の場合合は使用しないこと。</u> 2. <u>循環装置のあるサイロに限る。</u>
		1. 5	10度以上15度未満	3日間	
		1. 5	15度以上25度未満	2日間	
		1. 0		3日間	
		1. 0	25度以上	2日間	
		0. 5		3日間	

ウ ばら積倉庫くん蒸
サイロくん蒸に準ずる。

[注]

- 各表における温度は、倉庫又はサイロ内に穀類等を搬入した後の消毒当日又は消毒前日の穀類等の温度とする。
- かくはん装置及び循環装置は、投薬終了後2時間以内にくん蒸ガスを均一化することができる能力のあるものを用いるものとする。

3～5 (略)

6 分散防止の基準

検疫有害動植物の種類	処 理	摘 要
(略)	(略)	(略)
穀類等に付着する飛しょう性 検疫有害動物（マメゾウムシ 類等）	(削る) 臭化メチルをくん蒸場所1立方メートル当たり24グラム（11 月～4月の間は32グラム）を使用し、24時間くん蒸 (削る)	(削る)

7 (略)

3～5 (略)

6 分散防止の基準

検疫有害動植物の種類	処 理	摘 要
(略)	(略)	(略)
穀類等に付着する飛しょう性 検疫有害動物（マメゾウムシ 類等）	<u>次に掲げる方法のうちいずれかの方法による。</u> <u>(1) 臭化メチルをくん蒸場所1立方メートル当たり24グラ</u> <u>ム（11月～4月の間は32グラム）を使用し、24時間くん蒸</u> <u>(2) DDVP（30％）を1立方メートル当たり0.1グラム以上</u> <u>を使用してくん煙</u>	<u>くん煙剤は、は</u> <u>しけでは使用しな</u> <u>いこと。</u>

7 (略)